

学校給食「調理業務」の民間委託とその問題点（資料編）

2004.1 日本共産党 庄原市議会議員 藤木くにあき

1. 学校給食法（註1）

地方公共団体等の任務

学校給食法 第5条（要旨）

国、地方公共団体は、学校給食の健全な発達を図るよう努めなければならない。

学校給食法 第4条（要旨）

学校の設置者は、当該学校において学校給食が実施されるよう努めなければならない。

学校給食の目的

学校給食法 第2条（要旨）

1. 栄養の改善、健康の増進
2. 食事について、正しい理解と望ましい習慣
3. 食糧の生産、配分、消費の正しい理解
4. 豊かな学校生活、明るい社交性を養う

学校給食の内容

文部省体育局長通知（要旨）（1986.3.3 文体給76）

1. 栄養バランスのとれた魅力ある多様なもの
2. 料理に即した食器具
3. ふさわしい喫食場所
4. 調理後、短時間、適温での供食
5. 衛生的、安全

2. 学校栄養職員の職務（註2）

学校栄養職員（栄養士）の職務

学校給食法 第5条の3（要旨）

学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員は、栄養士の免許を有するもので学校給食の実施に必要な知識又は経験を有するものでなければならない。

文部省体育局長通知（要旨）（1986.3.13 文体給88）

「栄養に関する専門的事項」の具体化

1. 献立の作成
2. 調理、配食に関する指導、助言
3. 調理員、施設設備、食品などの衛生に関する日常点検、指導、助言
4. 食材の選定、購入、検収、保管への参画

市の規則（要旨）

学校栄養職員は、上司の命を受け学校給食の栄養に関する専門的業務に従事する。

3. 調理員の正規職員化を指導（註3）

学校給食調理員の職務

市の規則（要旨）

調理員は、上司の命を受け学校給食業務、学校用務に従事する。

（調理員は、自主的に研修し、調理師の資格を取得し、

子どもたちのためにがんばっておられます）

4 . 学校教育法（註4）

学校の設置者

学校教育法第2条（要旨）

国、地方公共団体、学校法人のみが、学校を設置することができる。

設置者の責務

学校教育法第5条（要旨）

学校の設置者は、その学校を管理し、その経費を負担する。

学校教育法第3条（要旨）

学校は、設置基準に従い設置しなければならない。

設置基準

文部科学省令第14号第1条（要旨）

学校は、学校教育法、その他の法令（学校給食法）によるほか、この省令（設置基準）により設置する。

2．設置基準は、必要な最低の基準とする。

3．設置者は、その向上に努めなければならない。

5 . 学校給食法（註5）

学校の設置者の責務

学校給食法第6条（要旨）

学校給食の実施に必要な施設、設備に要する経費、学校給食の運営に要する経費は、設置者の負担とする。

学校給食法施行令第2条（要旨）

学校給食に従事する職員の人件費、学校給食の実施に必要な施設、設備の修繕費は、設置者の負担とする。

6 . 職業安定法（註6）

中間搾取の禁止

労働基準法第6条（要旨）

何人も、法律で許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。

労働者供給事業の禁止

職業安定法第44条（要旨）

何人も、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

7. 労働者派遣法（註7）

労働者派遣とは

自己の雇用する労働者を、他人のために派遣し、他人の指揮命令のもとで労働させること。

恒常的な仕事への労働者派遣の禁止

労働者派遣法第40条の2

派遣元事業主から1年を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

8. 職業安定法施行規則第4条（註8）

請負の要件

職業安定法施行規則第4条（要旨）

作業の完成について事業主としての財政上及び法律上のすべての責任を負うこと。

作業に従事する労働者を、自ら指揮監督すること。

9. 労働者派遣法労働省告示第37号（註9）

請負の要件

労働省告示第37号（要旨）（1986.4.17）

1. 請負により受託業務を行う場合、労働者に対する業務の遂行方法に関する指示その他の管理（労働者に対する仕事の割付、順序、緩急の

調整、業務遂行に関する技術的な指導等）を事業主自ら行うこと。

2. 自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備、若しくは器材又は材料若しくは資材により、業務を処理すること。

機械、資材等が相手方から借り入れ又は購入されたものについては、別個の双務契約（契約当事者双方に相互に対価的関係をなす法的義務を課す契約）によること。

また、その保守、修理に要する経費を受託者が負担していること。

（無償の使用貸借契約は、片務契約であり、この要件を満たすことはできない）

3. 自己の有する専門的な技術、若しくは経験に基づいて業務を処理すること。

この要件は、企業体として有する技術、技能等に関するもので、業務を処理する個々の労働者が有する技術、技能等に関するものではない。

4. 前項のいずれにも該当する場合であっても、それが法の規定に違反することを免れるため故意に偽装されたものであって、その事業の真の目的が労働者派遣をおこなうことにあるときは、労働者派遣事業を行う者であることを免れることができない。

10. 国も認めざるをえない、民間委託の「違法性」

文部省体育局給食課通知（要旨）

職業安定法第44条は、「何人も、労働者供給事業を行い、又はその者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない」として、労働者供給事業を禁じており、調理員等の人的要素のみが民間委託されている、いわゆる派遣方式の委託を行う場合、次の点に留意する必要がある。

1. 契約書により委託の内容を明示し、受託者が「作業の完成について事業主としての財政上、法律上のすべての責任を負うものであること」を明確にしておく。
2. 学校栄養職員が調理作業を直接指揮監督しない。
ただし、学校栄養職員栄養士が献立にしたがって調理するよう受託者側の責任者に求めることや、作業の開始前に受託者側の責任者が当日の献立表等によって作業に関する指示を受けることにより、結果として調理員に反映されることがあってもよい。
3. 「自ら提供する機械、設備、器材、作業に必要な材料、資材を使用すること」となっており、委託者から借入れ又は購入する場合、請負契約と関係のない双務契約（契約当事者双方に相互に対価的関係をなす法的義務を課す契約）による必要がある。